

別表 1

| 事業区分 | | 事業内容 | 実施主体 |
|-----------------|-------------------|--|--|
| 区分 | 事業種目 | | |
| 森林認証協議会 設立準備 | 森林認証協議会 設立準備支援 | 森林認証（FSC、SGEC-FM認証）の取得に向けた協議会等の設立準備に係る取組の経費の一部を助成する。 | 森林所有者、森林管理者等複数の主体により構成される団体等（規約等の定めがあるものに限る。）又は市町村で宮城県内の森林において森林認証を取得する予定又は取得したもの。 |
| 森林認証普及PR活動 | 森林認証普及PR活動支援 | 宮城県内の森林認証の取組及び認証材等の普及啓発活動に係る経費の一部を助成する。 | 宮城県内に所在するFM、COC認証取得事業者又は森林所有者、森林管理者、加工・流通業者等複数の主体により構成される団体等（規約等の定めがあるものに限る。） |

※ 森林認証制度は以下を対象とする。

- FSC[®]（Forest Stewardship Council[®]：森林管理協議会）
- SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）

別表 2

| 事業種目 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金額 | 重要な変更 |
|-------------------|--|--------|---------------------|---|
| 森林認証協議会 設立準備支援 | 新規森林認証取得を検討する団体等が実施する認証制度に係る勉強会や先進地調査等に要する経費 | 1/2 以内 | 1 件当たり 25 万円を上限とする。 | 1 総事業費の 30% を超える減 |
| 森林認証普及 PR 活動支援 | 森林認証並びに認証材の普及啓発活動に要する経費 ただし、経常的運営に要する経費は補助対象経費とならないものとする。 | 1/2 以内 | 1 件当たり 25 万円を上限とする。 | 2 補助金の増額を伴う変更 3 森林認証材流通拡大対策においては取得品目等の変更 |

別表 3

| 区 分 | 内 容 |
|----------|--------------------------------------|
| 賃 金 | 事業を推進するために必要な賃金とする。 |
| 謝 金 | 事業を推進するために開催する会議等に出席する講師等への謝金とする。 |
| 旅 費 | 事業を推進するために必要な旅費とする。 |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費等とする。 |
| 役務費 | 通信運搬費、広告料等とする。 |
| 委託料 | 資料作成、調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等とする。 |
| 使用料及び賃借料 | 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。 |